

ただ今提出いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議第129号から135号までは、いずれも国からの地方公務員給与の減額措置に係る要請への対応として、本県職員の給与の減額措置を講じようとするものでございます。

今回の国からの要請につきましては、本来、地方公務員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則や人事委員会勧告制度に基づき、地方が自主的に決定すべきものであるにもかかわらず、地方固有の財源である地方交付税を減額することにより、地方公務員の給与の削減を事実上強制しようとするものであり、地方自治の本旨に反し、決して許されるものではないと考えております。

しかしながら、改正地方交付税法の成立に伴い、地方交付税の減額が確実なものとなったことなどから、県民サービスに与える影響を回避するためにも、必要な措置をとらなければならない状況となっております。

このため、苦渋の決断として職員の給与を減額することとし、これまで職員団体との真摯な話し合いを行って参りました。

この度、職員団体の理解が得られましたことから、職員給与の一部を減額して支給するため、所要の措置を講じようとするものでございます。

議第129号は一般会計予算について、議第130号および131号は特別会計予算について、また、議第132号から134号までは企業会計予算について、それぞれ所要の調整を行おうとするものでございます。

議第135号は、国からの要請に基づき、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、本県職員の給与の一部を減額して支給するため、新たに「平成25年度における職員の給与の特例に関する条例」を制定しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。